

平成30年9月

篠栗町議会第3回定例会
会 議 録

福岡県篠栗町議会

会期日程

(会期：9月6日(木)～18日(火) 13日間)

会期	月	日	曜		開議時刻	摘 要
第1日	9	6	木	本 会 議	午前10時	開 会
						<ul style="list-style-type: none"> ・会議録署名議員の指名 ・会期の決定 ・議案の上程(提案理由説明)及び質疑 ・請願の報告 ・議案の委員会付託 ・採決
第2日	9	7	金	考 案 日		
第3日	9	8	土	休 会		閉 庁
第4日	9	9	日	休 会		閉 庁
第5日	9	10	月	本 会 議	午前10時	・一般質問
第6日	9	11	火	条 例 委 員 会	午前10時	・付託案件審査
第7日	9	12	水	決算特別委員会	午前10時	・付託案件審査
第8日	9	13	木	決算特別委員会 予算特別委員会	午前10時	・付託案件審査
第9日	9	14	金	予 備 日		
第10日	9	15	土	休 会		閉 庁
第11日	9	16	日	休 会		閉 庁
第12日	9	17	月	休 会		閉 庁
第13日	9	18	火	本 会 議	午前10時	<ul style="list-style-type: none"> ・各付託案件委員長報告 ・採決 ・閉会中の継続審査
						閉 会

平成30年第3回 篠栗町議会定例会 議事日程 第1号

平成30年9月6日(木) 午前10時開議

- 第1, 会議録署名議員の指名 1番 , 2番
- 第2, 会期の決定の件
- 第3, 議案の上程(提案理由説明)及び質疑
- 第4, 請願の報告について
- 第5, 議案等の委員会付託について
- 第6, 議案第57号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 第7, 議案第58号 篠栗町教育委員会委員の任命について
- 第8, 議案第59号 篠栗町教育委員会教育長の任命について

議案付託表

議案 番号	件 名	付託委員会
60	篠栗町放置自転車等対策条例の制定について	総務建設 常任委員会
61	篠栗町自転車等駐輪場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について	総務建設 常任委員会
62	篠栗町集会所設置条例の一部を改正する条例の制定について	文教厚生 常任委員会
63	篠栗町水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について	文教厚生 常任委員会
64	福岡県介護保険広域連合の処理する事務の変更及び福岡県介護保険広域連合規約の変更について	文教厚生 常任委員会
65	平成29年度篠栗町一般会計歳入歳出決算の認定について	決算 特別委員会
66	平成29年度篠栗町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について	決算 特別委員会
67	平成29年度篠栗町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について	決算 特別委員会
68	平成29年度篠栗町篠栗北地区産業団地整備事業特別会計歳入歳出決算の認定について	決算 特別委員会
69	平成29年度篠栗町流域関連公共下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について	決算 特別委員会
70	平成29年度篠栗町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について	決算 特別委員会
71	平成30年度篠栗町一般会計補正予算(第5号)について	予算 特別委員会
72	平成30年度篠栗町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)について	予算 特別委員会
73	平成30年度篠栗町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)について	予算 特別委員会

議案 番号	件 名	付託委員会
74	平成30年度篠栗町篠栗北地区産業団地整備事業特別会計補正 予算(第1号)について	予算 特別委員会
75	平成30年度篠栗町流域関連公共下水道事業会計補正予算(第2 号)について	予算 特別委員会
76	平成30年度篠栗町水道事業会計補正予算(第2号)について	予算 特別委員会

請願文書表

請願番号	受理年月日	件名・要旨・請願者・紹介議員	付託委員会
1	平成30年8月10日	<p>建設従事者のアスベスト被害の早期救済・解決と被害者救済基金の設立を検討することを国に働きかける意見書提出を求める請願書</p> <p>請願の要旨: 請願書添付につき省略</p> <p>請願者の住所及び氏名: (住所)糟屋郡須恵町大字植木415-24 (氏名)福岡県建設労働組合粕屋支部 支部長 長野 俊博</p> <p>紹介議員: 村瀬 敬太郎 古屋 宏治</p>	文教厚生 常任委員会
2	平成30年8月28日	<p>農業振興地域除外に関する請願書</p> <p>請願の要旨: 請願書添付につき省略</p> <p>請願者の住所及び氏名: (住所) 糟屋郡篠栗町大字和田720-1 (氏名) 岸本 雅仁</p> <p>紹介議員: 古屋 宏治 今長谷 武和</p>	総務建設 常任委員会

平成30年第3回 篠栗町議会定例会 議事日程 第2号

平成30年9月10日(月) 午前10時開議

第1, 一般質問

質問順位	議席番号	質問者	
1.	12番	荒牧 泰範	議員
2.	2番	田辺 弘之	議員
3.	7番	横山 久義	議員
4.	8番	大楠 英志	議員
5.	6番	今長谷 武和	議員

平成30年第3回 篠栗町議会定例会 議事日程 第3号

平成30年9月13日(木)午後1時開議

第1, 議案の撤回請求について及び質疑

平成30年第3回 篠栗町議会定例会 議事日程 第4号

平成30年9月18日(火)午前10時開議

- 第1, 議案第60号 篠栗町放置自転車等対策条例の制定について
- 第2, 議案第61号 篠栗町自転車等駐輪場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第3, 議案第62号 篠栗町集会所設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 第4, 議案第63号 篠栗町水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について
- 第5, 議案第64号 福岡県介護保険広域連合の処理する事務の変更及び福岡県介護保険広域連合規約の変更について
- 第6, 議案第65号 平成29年度篠栗町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 第7, 議案第66号 平成29年度篠栗町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第8, 議案第67号 平成29年度篠栗町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第9, 議案第68号 平成29年度篠栗町篠栗北地区産業団地整備事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第10, 議案第69号 平成29年度篠栗町流域関連公共下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について
- 第11, 議案第70号 平成29年度篠栗町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について
- 第12, 議案第71号 平成30年度篠栗町一般会計補正予算(第5号)について
- 第13, 議案第72号 平成30年度篠栗町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)について
- 第14, 議案第73号 平成30年度篠栗町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)について
- 第15, 議案第75号 平成30年度篠栗町流域関連公共下水道事業会計補正予算(第2号)について
- 第16, 議案第76号 平成30年度篠栗町水道事業会計補正予算(第2号)について

第17, 請願第1号 建設従事者のアスベスト被害の早期救済・解決と被害者救済基金の設立を検討することを国に働きかける意見書提出を求める請願書について

第18, 請願第2号 農業振興地域除外に関する請願書について

追加日程第1, 意見書案第1号 建設従事者のアスベスト被害の早期救済・解決と被害者救済基金の設立を検討することを国に働きかける意見書

追加日程第2, 発議第2号 農業振興地域除外に関する決議

第19, 常任委員会の閉会中の継続調査の件

平成30年第3回(9月)

篠栗町議会定例会

9月6日(開会)

平成30年 第3回 定例会 会議録

日時 平成30年9月6日 午前10時

場所 篠栗町役場 議事堂

出席議員

1番	古	屋	宏	治	2番	田	辺	弘	之	3番	栗	須	信	治		
4番	山	田	眞	士	5番	村	瀬	敬	太	郎	6番	今	長	谷	武	和
7番	横	山	久	義	8番	大	楠	英	志	9番	阿	部	寛	治		
10番	松	田	國	守	11番	阿	高	紀	幸	12番	荒	牧	泰	範		

欠席議員

地方自治法第121条の規定により出席した者

町 長	三	浦	正				
教 育 長	西	邦	彰	総 務 課 長	大	塚	哲 雄
財 政 課 長	立	花	博 友	会 計 課 長	黒	瀬	英 三
まちづくり課長	三	明	祐 治	税 務 課 長	久	芳	良 行
収 納 課 長	松	岡	秀 策	住 民 課 長	田	村	明 広
健 康 課 長	浦	上	利 浩	福 祉 課 長	井	上	勝 則
産業観光課長	栗	原	俊 孝	都 市 整 備 課 長	堀		雅 仁
上下水道課長	八	尋	正 記	学 校 教 育 課 長	野	寄	勇
こども育成課長	井	上	伸 一	社 会 教 育 課 長	松	熊	大

出席した議会事務局職員

局 長	佐	伯	和	久	次 長	藤	幸	三
係 長	伴		秀	代				

開会 午前10時00分

○議長（阿部 寛治） おはようございます。

本日は、全員出席で開議は成立いたします。

なお、執行部では、松田副町長が忌引きにて欠席しております。

ただいまから平成30年第3回篠栗町議会定例会を開会いたします。

本日の会議を開きます。

本日の日程は、タブレットに掲載の議事日程のとおりでございます。

なお、常任委員会の閉会中の調査結果は、タブレットにメールで送信しております。

それでは、これより日程に従い議事を進めます。

日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により議長において、1番 古屋宏治 議員、2番 田辺 弘之 議員を指名いたします。

日程第2、「会期の決定」の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から9月18日までの13日間にしたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部 寛治） 異議なしと認めます。

従いまして、会期は本日から9月18日までの13日間に決定いたしました。

日程第3、「議案の上程」をいたします。

本定例会に提出されております議案は、議案第57号から議案第76号までの計20議案と請願2件でございます。

それでは、議案第57号から議案第76号までを一括議題とします。

町長に一括して提案理由の説明を求めます。

三浦町長。

○町長（三浦 正） おはようございます。

本日、平成30年第3回の定例会を招集いたしましたところ、公私ともご多忙の中、ご出席賜り誠にありがとうございました。

今朝出勤しておりますと、道路脇の草むらからコオロギの鳴き声が聞こえてまいりました。虫たちは季節の変わり目をよくわかっております。もう秋でございます。

議案の説明に入ります前に、6月議会以降の諸情勢報告をいたします。

まず、今朝未明、北海道胆振地方を震源とする震度6強の地震が発生いたしました。ニュースを見ておりますと、北海道全体から東北地方まで震度4以上の揺れを観測した大規模地震でございます。被災地の皆様には大変不安なときをお過ごしのこととお察しいたします。今後の情報に注視してまいりたいと思います。

4日午後に徳島市に上陸し、関西地方を縦断した「非常に強い台風」台風21号は各地に大きな被害をもたらしました。特に、関西空港における想定外の被害には驚きました。人の流れ、物の流れとともに1週間は止まるとのこと、また、長野県での林檎や梨の被害も含め、我が国の経済にとっても大変な痛手でございます。

今年のこれまでの内閣府の防災ページを見てみますと「平成30年7月豪雨災害」では、「多数の者が生命の危害を受け、また受ける恐れが生じていること、住家に多数の被害が生じたこと及び被害地域が孤立し、災害にかかった者の救出について特殊の技術が必要となったことから、全国で11府県67市39町4村に災害救助法の適用を決定した。」とありました。

その後、平成30年8月30日には、山形県の1市3町3村に大雨による災害救助法の適用決定措置の発表がありました。そうした中での今回の「非常に強い台風」の上陸、そして北海道地震でございます。この台風21号により被害を受けた地域についても早急に災害救助法の適用設置がされるものと思います。北海道地震についても同様でございます。これまでの度重なる災害において、被害に遭われてお亡くなりになられました方々に心から哀悼の意を表しますとともに、被災地の皆様にお見舞いを申し上げます。また、被災地の一日も早い復旧・復興を願ってやみません。

今年ほど、全国広範囲の地域において、大雨・台風の被害を受けたことは記憶にありません。世界的な気象の変化と考えれば、こうしたことは来年以降また起こりうることであり、我が町が直接的な災害を受ける可能性も大いにあります。防災・減災対策と災害に対する住民の備えについては、これまで以上に周知徹底を図る必要を感じております。

また、一昨日の新聞には、今年の猛暑の総括的な記事が掲載されてありました。「九州北部の夏、史上最も暑く」という見出しの記事は、8月平均気温が平年より1.8度上昇したとありました。そして、「異常な猛暑『普通』に、平年値上昇の恐れ」と見出しが書かれ「暑さを鎮める即効薬はなく、命を守る備えを固めるしかない」と書かれていました。こうした状況を踏まえて、8月10日に臨時議会の開会をお願いし、幼稚園・小中学校の空調整備に係る設計予算を可決いただきました。

現在、来年夏前の整備を目指して関係方面と協議中でございます。

文部科学省においては、今後の空調整備補助に2,400億円の費用がかかると報じられましたが、財務省との折衝が難航するとも予想され、総務省による交付税措置も含めた国の補助については、安易に期待することは難しいかもしれません。しかしながら、命を守るという観点からリースによる取り組みも視野に入れつつ、今後、議会の皆様と協議をしてみたいと考えております。

中央官庁における障がい者雇用の法定雇用率について、様々な報道がなされてきました。この機会に我が町の状況について申し上げます。自治体における障がい者の法定雇用率は平成30年4月1日以降、それまでの2.3%から2.5%と引き上げられています。ちなみに、従業員45.5人以上の民間企業においては2.2%でございます。篠栗町においては、篠栗町当局において3人、篠栗町教育委員会において1人を雇用しており、法定雇用率をクリアしておりますことをご報告いたします。

8月31日に交付税・臨時財政対策債発行可能額の県内自治体の合計が4,104億円、（対前年度比2.6%減）という報道がありました。

今年2月に発表された国の地方財政計画においては、前年対比2%減の概要でしたので、ほぼ予想通りの総額であろうかと考えます。そうした中、我が町の普通交付税と臨時財政対策債発行可能額の合計額は、23億200万円（1.1%増）と見込まれているところでございます。

8月30日には、北地区産業団地における2社目の企業と企業立地協定を締結いたしました。地元食品加工業者の本社移転を伴う工場の新設でございます。今回の協定締結に対する町民の皆様の期待感は、私の想像を超えるものでございました。多くの方々から応援の声をいただいているところでございます。残る用地の協定締結についても、早期に報告ができるよう事業を進めてまいります。

去る8月31日に監査委員による定期監査報告を受けました。その中で、「事業の推進に当って、行政主導とはいえ、折りにふれての議会への報告が足りないように感じている。議会とこれまで以上に連携されることを望む」とのご意見をいただきました。私ども行政といたしましても、議員の皆様と率直に意見を交わす場を持ち、議会が果たしていただける役割や使命を職員にこれまで以上に理解させ、二元代表制における車の両輪として議会を頼り、議会のご意見をいただいて行政運営を進めてまいりたいと考えております。何とぞよろしくお願いいたします。

平成29年度決算を私なりに総括いたしますと、これまで同様、職員に対しては、

事業の優先順位を間違わないように、且つ、予算の効率的な執行を心がけるよう指導してまいりましたが、二つの指標、財政力指数は0.57、経常収支比率は97.9%、これは平成29年度ともに地区内最下位でございます。現状の歳入の下でこれまで通り住民福祉の充実を重視した歳出では精一杯と言わざるを得ません。平成28年度、29年度における想定以上の地方交付税の落ち込みによる歳入減がボーダーのように効いてきております。

昨年度も申し上げましたが、それを打開するための具体策として取り組んでおります「篠栗駅東側自由通路新設工事」「篠栗北地区産業団地整備事業」の早期完成等による「篠栗町まち・ひと・しごと創生総合戦略」の実現で、必ずや両数値とも改善していくものと信じております。特に、篠栗北地区産業団地整備事業においては、6社との企業立地協定を締結し、具体的に企業名を公表した段階において、議会はじめ町民の皆様が安心していただけるよう、それらの企業の操業開始による地域経済や財政面における効果シミュレーションをお示ししてまいりたいと考えております。

2020年度から内閣府の指揮の下、地方創生第2弾がスタートいたします。こうした国全体の動きに遅れることなく、町民の皆様が安心して安全に幸せに暮らしていただけるよう「第6次総合計画（ささぐりみんなの羅針盤）」と「篠栗町まち・ひと・しごと創生総合戦略」を柱にしっかり取り組んでまいることをお約束いたします。

今後とも議会の皆様におかれましては、選ばれる町篠栗の実現に向けて、更なるご指導を賜りますよう何とぞよろしくお願いいたします。

それでは、本定例会に提案しております議案第57号から議案第76号までの20議案について説明をいたします。

議案第57号は、「篠栗町人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」であります。

本議案は、人権擁護委員 中島 京子 氏が12月31日をもって任期満了となるため、再任の候補者として法務大臣に推薦することについて、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものであります。

議案第58号は、「篠栗町教育委員会委員の任命について」であります。

本議案は、教育委員 大浦 俊昭 氏が11月1日をもって辞職するため、後任として新たに 木森 信登 氏を教育委員に任命することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めるものであ

ります。

議案第59号は、「篠栗町教育委員会教育長の任命について」であります。

本議案は、教育長 西 邦彰 氏が11月1日をもって任期満了となるため、同氏の再任について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

議案第60号は、「篠栗町放置自転車等対策条例の制定について」であります。

本議案は、篠栗町自転車等駐輪場の設置及び管理に関する条例において、自転車等の移送及び移送後の措置について定めている範囲を、篠栗町自転車等駐輪場から町が設置し、また管理する公共の場所に広げることで、地域的美観を保持し、町民の快適な生活環境の維持を図るため、本条例の制定を行うものであります。

議案第61号は、「篠栗町自転車等駐輪場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について」であります。

本議案は、篠栗町放置自転車等対策条例を新規制定することによる整合性を図るため、本条例の一部を改正するものであります。

議案第62号は、「篠栗町集会所設置条例の一部を改正する条例の制定について」であります。

本議案は、地方自治法第244条の2第1項及び同法第228条第1項の規定に基づき、集会所の管理及び運営等に関する事項を定めるため、本条例の一部を改正するものであります。

議案第63号は、「篠栗町水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について」であります。

本議案は、給水収益の増収を図り、水道事業の経営を安定させるため、水道料金及び給水負担金を改正するものであります。

議案第64号は、「福岡県介護保険広域連合の処理に関する事務の変更及び福岡県介護保険広域連合規約の変更について」であります。

本議案は、介護保険法の一部改正により、県から保険者へ指定権限が移譲されることに伴い、福岡県介護保険広域連合の処理する事務を変更する必要性が生じたものであります。

併せて、福岡県介護保険広域連合の執行機関等の組織の見直しに伴い、福岡県介護保険広域連合規約を変更する必要性が生じたため、地方自治法第291条の11の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

議案第65号から議案第68号までの4議案は、平成29年度篠栗町一般会計及

び特別会計歳入歳出決算について、地方自治法第233条第3項の規定により、監査委員の意見を付けて、議会の認定に付するものであります。

議案第65号は、「平成29年度篠栗町一般会計歳入歳出決算の認定について」であります。

議案第66号は、「平成29年度篠栗町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について」であります。

議案第67号は、「平成29年度篠栗町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」であります。

議案第68号は、「平成29年度篠栗町北地区産業団地整備事業特別会計歳入歳出決算の認定について」であります。

以上4議案が、一般会計及び特別会計の決算認定に関する議案でございます。

議案第69号は、「平成29年度篠栗町流域関連公共下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について」であります。

本議案は、地方公営企業法第32条第2項の規定により、平成29年度篠栗町流域関連公共下水道事業会計未処分利益剰余金4,079万2,578円を全額減債積立金へ積み立てるもの、及び平成29年度篠栗町流域関連公共下水道事業会計決算について、同法第30条第4項の規定により、監査委員の意見を付けて、議会の認定に付するものであります。

議案第70号は、「平成29年度篠栗町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について」であります。

本議案は、地方公営企業法第32条第2項の規定により、平成29年度篠栗町水道事業会計未処分利益剰余金1億9,595万8,360円を繰越利益剰余金とするもの、及び平成29年度篠栗町水道事業会計決算について、同法第30条第4項の規定により、監査委員の意見を付けて、議会の認定に付するものであります。

議案第71号から議案第76号までの6議案は、「平成30年度補正予算」であります。

議案第71号は、「平成30年度篠栗町一般会計補正予算（第5号）について」であります。

本議案は、平成30年度篠栗町一般会計歳入歳出予算の総額にそれぞれ2億6,014万4,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ102億953万4,000円とするものであります。

まず、歳入につきましては、平成29年度に確定いたしました繰越金2,312

万3,000円を増額する他、地方特例交付金を950万1,000円、分担金及び負担金を177万円、国庫支出金を9,211万6,000円、県支出金を1,092万円、諸収入を300万円増加するものであります。

また、臨時財政対策債を3,508万4,000円、災害復旧債を5,916万円、普通交付税を2,547万円増額するものであります。

主な歳出につきましては、総務費におきまして、情報システム管理費といたしまして、マイナンバー旧姓併記対応等のシステム改修業務委託料に626万4,000円を追加するものであります。

民生費におきましては、障がい者福祉費、重度障害者医療対策費等の国庫及び県費補助事業について、昨年の事業実績に伴い発生した補助金返還金に544万円を追加し、国民年金事務費といたしまして、制度改正に伴うシステム改修業務委託に148万円、児童福祉総務費といたしまして、子ども・子育て支援事業計画策定業務委託に291万6,000円を追加するものであります。

衛生費におきましては、塵芥処理費といたしまして、火災罹災木材搬出処分業務委託に2,857万7,000円を追加するものであります。

農林水産業費におきましては、農村環境整備事業費といたしまして、津波黒クロトリ地区水路改修工事に2,600万円を追加するものであります。

土木費におきましては、道路橋梁費といたしまして、牛切中通線2号橋実施設計業務委託費に2,560万円を追加するものであります。

教育費におきましては、社会体育施設費といたしまして、カブトの森公園における健康づくり事業関連工事費に300万円を追加するものであります。

災害復旧費におきましては、農業用施設災害復旧費といたしまして、広田井堰災害復旧工事外1件の工事費に9,400万円、林道施設災害復旧費といたしまして、若杉線林道災害復旧工事外3件の工事費に520万円、農地災害復旧費といたしまして、萩尾蒲原地区農地災害復旧工事外8件の工事費に1,570万円、道路橋梁災害復旧費といたしまして、乙犬地区24号線災害復旧工事外6件の工事費に1,280万円、河川災害復旧費といたしまして、鳴湊川災害復旧工事外1件の工事費に200万円、社会教育施設災害復旧費といたしまして、カブトの森公園災害復旧工事に3,000万円をそれぞれ追加するものであります。

次に、債務負担行為といたしまして、新たに2件の債務負担を追加するもので、新元号対応に係るシステム改修業務委託につきまして、限度額を482万8,000円、子ども・子育て支援事業計画策定業務委託につきましては、限度額を599

万4,000円とし、どちらも期間を平成30年度から平成31年度までの債務負担行為を行うものであります。

最後に、地方債につきましては、借入れ限度額を変更するもので、臨時財政対策債を3,508万4,000円、災害復旧債を5,916万円それぞれ増額するものであります。

議案第72号は、「平成30年度篠栗町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について」であります。

本議案は、平成30年度の篠栗町国民健康保険特別会計予算を、歳入では、退職者医療の療養給付費等交付金確定、税の当初賦課額の決定に伴う補正。歳出では、保険者が納付する本年度の拠出金等の額の確定及び前年度の国庫金等の精算に伴う償還金の補正等により、歳入歳出それぞれ2,238万4,000円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ31億4,539万円とするものであります。

議案第73号は、「平成30年度篠栗町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について」であります。

本議案は、平成30年度篠栗町後期高齢者医療特別会計予算を平成29年度の保険料・滞納繰越額の確定に伴う保険料負担金等の補正により、歳入歳出それぞれ967万6,000円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ4億2,571万2,000円とするものであります。

議案第74号は、「平成30年度篠栗町篠栗北地区産業団地整備事業特別会計補正予算（第1号）について」であります。

本議案は、平成30年度篠栗町篠栗北地区産業団地整備事業特別会計を債務負担行為とすることができる事項、期間及び限度額を定めるもので、それぞれ事項を不動産取引に関する付帯業務委託、期間を平成30年度から平成32年度まで限度額を2,160万円とするものであります。

議案第75号は、「平成30年度篠栗町流域関連公共下水道事業会計補正予算（第2号）について」であります。

本議案は、平成30年度篠栗町流域関連公共下水道事業会計予算を債務負担行為とすることができる事項、期間及び限度額を定めるもので、それぞれの事項を新元号対応等に係るシステム改修業務委託、期間を平成30年度から平成31年度まで限度額を28万7,000円とするものであります。

議案第76号は、「平成30年度篠栗町水道事業会計補正予算（第2号）について」であります。

当該補正予算は、平成30年度篠栗町水道事業会計予算を債務負担行為とすることができる事項、期間及び限度額を定めるもので、それぞれ事項を新元号対応等に係るシステム改修業務委託、期間を平成30年度から平成31年度まで、限度額を28万7,000円とするものであります。

以上が、本定例会に提案いたしました議案の提案理由でございます。

慎重審議方よろしくお願いたします。

○議長（阿部 寛治） ただいまの提案理由の説明に対し、大綱質疑を行います。

質疑はありませんか。

ないようですので、質疑を終わります。

日程第4、「請願の報告」をいたします。

請願2件を受理しておりますので、事務局より報告させます。

佐伯事務局長。

○事務局長（佐伯 和久） 報告いたします。

今議会に、請願2件の提出がありましたので報告いたします。

請願1号、

（受理年月日）平成30年8月10日

（件名）建設従事者のアスベスト被害の早期救済・解決と被害者救済基金の設立を検討することを国に働きかける意見書提出を求める請願

（請願者の住所・氏名）糟屋郡須恵町大字植木415番地の24、福岡県建設労働組合 粕屋支部 支部長 長野 俊博 氏

紹介議員は、村瀬 敬太郎 議員と古屋 宏治 議員でございます。

なお、請願の趣旨等につきましては、タブレットに掲載のとおりでございますので省略させていただきます。

続きまして、請願第2号、

（受理年月日）平成30年8月28日

（件名）農業振興地域除外に関する請願

（請願者の住所・氏名）糟屋郡篠栗町大字和田720番地の1、岸本 雅仁 氏

紹介議員は、古屋 宏治 議員と今長谷 武和 議員でございます。

同じく、請願の趣旨等につきましては、タブレットに掲載のとおりでございますので省略させていただきます。

以上、報告を終わります。

○議長（阿部 寛治） 日程第5、「議案等の委員会付託について」を議題といたし

ます。

議案第57号から議案第76号までの20議案と請願2件を一括議題といたします。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案のうち、議案第57号から議案第59号は人事案件でございますので、委員会への付託は省略し、本日の日程といたします。

これに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(阿部 寛治) 異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

次に、議案第60号から議案第64号までの5議案と請願2件につきましては、タブレットに掲載の議案付託表及び請願文書表のとおり、所管の常任委員会に付託したいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(阿部 寛治) 異議なしと認めます。

よって、そのように付託することを決定いたしました。

次に、議案第65号から議案第70号までの決算認定については、「議長及び議会選出の監査委員を除く10人で構成する決算特別委員会」を設置し、これに付託したいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(阿部 寛治) 異議なしと認めます。

よって、そのように付託することに決定いたしました。

次に、議案第71号から議案第76号までの補正予算については、「議長を除く11人で構成する予算特別委員会」を設置し、これに付託したいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(阿部 寛治) 異議なしと認めます。

よって、そのように付託することに決定いたしました。

なお、決算特別委員会の正副委員長については申し合わせにより、委員長は6番 今長谷 武和 議員、副委員長は5番 村瀬 敬太郎 議員です。

また、予算特別委員会の正副委員長については、委員長は 5 番 村瀬 敬太郎 議員、副委員長は 6 番 今長谷 武和 議員です。

最後に、報告 3 件について、報告第 1 1 号は所管の常任委員会で、報告第 1 2 号と 1 3 号は 1 3 日の決算審査終了後に、全員で報告を受けたいと思います。

日程第 6、議案第 5 7 号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」を議題といたします。

議案の説明を井上福祉課長に求めます。

はい、井上課長。

○福祉課長（井上 勝則） では、議案の説明をいたします。

議案第 5 7 号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」

次の者を人権擁護委員として推薦したいので、人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定により議会の意見を求める。

（住所）福岡県糟屋郡篠栗町大字津波黒 1 1 2 番地 1 9 5

（氏名）中島 京子

（生年月日）昭和 2 2 年 7 月 2 5 日

平成 3 0 年 9 月 6 日提出、篠栗町長 三浦 正

（提案理由）

人権擁護委員 中島 京子 氏が、平成 3 0 年 1 2 月 3 1 日をもって任期満了となるので、再任の候補者として法務大臣に推薦するため、人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定により、議会の意見を求めるものです。

履歴書等につきましては、次ページに記載しておりますのでご参照をお願いいたします。

以上でございます。

○議長（阿部 寛治） ただいまの福祉課長の説明に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

お諮りします。

本案は、人事案件でございますので、討論は省略したいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

異議なしと認め、これより採決を行います。

本案に賛成の方は、ご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（阿部 寛治） 全員賛成と認めます。

よって、議案第57号は、原案のとおり可決し、同意することに決定いたしました。

日程第7、議案第58号「篠栗町教育委員会委員の任命について」を議題といたします。

議案の説明を野寄学校教育課長に求めます。

はい、野寄学校教育課長。

○学校教育課長（野寄 勇） それでは、議案の説明をいたします。

議案第58号「篠栗町教育委員会委員の任命について」

次の者を篠栗町教育委員会の委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第2項の規定により、議会の同意を求める。

（住所）糟屋郡篠栗町大字和田913番地50

（氏名）木森 信登

（生年月日）昭和28年2月15日

平成30年9月6日提出、篠栗町長 三浦 正

（提案理由）

教育委員 大浦 俊昭 氏が平成30年11月1日をもって辞職するため。

次ページは履歴書でございます。

ご確認ください。

なお、大浦 俊昭 氏の辞職については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第10条の規定に基づき、町長及び教育委員会の同意を得ております。

また、木森 信登 氏の任期は、同法第5条第1項の規定に基づき、前任の残任期間となりますので平成30年11月2日から平成34年3月31日までとなります。

以上でございます。

○議長（阿部 寛治） ただいまの学校教育課長の説明に対し、質疑を行います。

はい、荒牧議員。

○議員（荒牧 泰範） 教育委員会の選定基準、指針についてお尋ねしたいんですが。

教育委員会なら当然、今ある学校教育・社会教育の、今ある業務を遂行してあるのは当然のことながら、30年後、50年後、100年後の町を作っていく人達をどうやって育てていこうかというのを議論するのも教育委員会のあるべき姿だと思います。

うんですが、その教育委員会の構成メンバーが、この形でいくと個人の分は別として、あくまでも業種別でいきますと、学校長経験者が5分の3、つまり過半数を占めるということになります。そのあたり何か指針なりあるのであれば説明いただけると助かるんですが。

○議長（阿部寛治） 今の質疑に何か答弁がありますか。

はい、教育長。

○教育長（西 邦彰） 教育委員の選定についての基準等については特にございません。ただし、やはり教育に関する学識経験者等ということで、選定を進めておるところでございます。

以上でございます。

○議長（阿部 寛治） 質疑はほかにありませんね。

質疑なしと認めます。

お諮りします。

本案も人事案件でございますので、討論を省略したいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

異議なしと認め、これより採決を行います。

本案に賛成の方はご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（阿部 寛治） 全員賛成と認めます。

よって、議案第58号は、原案のとおり可決し同意することに決定いたしました。

日程第8、議案第59号「篠栗町教育委員会教育長の任命について」を議題といたします。

議案の説明に入ります前に、当事者であります西 邦彰 氏の退出を求めます。

（西 邦彰氏 退席）

○議長（阿部 寛治） では、議案の説明を野寄学校教育課長に求めます。

○学校教育課長（野寄 勇） では、議案の説明をいたします。

議案第59号「篠栗町教育委員会教育長の任命について」

次の者を篠栗町教育委員会の教育長に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第1項の規定により、議会の同意を求める。

（住所）糟屋郡篠栗町大字篠栗4294番地

（氏名）西 邦彰

(生年月日) 昭和 30 年 3 月 19 日

平成 30 年 9 月 6 日提出、篠栗町長 三浦 正

(提案理由)

教育長 西 邦彰氏が平成 30 年 11 月 1 日をもって任期満了となるため。

次ページは履歴書でございます。ご確認ください。

なお、平成 27 年 4 月 1 日に地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 76 号）が施行されていますが、当町教育委員会は、現教育長の任期満了までは経過措置期間となっております。

よって、次期教育長の任期は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）の第 5 条第 1 項の規定に基づき、平成 30 年 11 月 2 日から平成 33 年 11 月 1 日の 3 年間となります。

以上でございます。

○議長（阿部 寛治） ただいまの学校教育課長の説明に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

お諮りします。

本案も人事案件でございますので、討論を省略したいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

異議なしと認め、これより採決を行います。

本案に賛成の方は、ご起立願います。

(賛成者起立)

○議長（阿部 寛治） 全員賛成と認めます。

よって、議案第 59 号は、原案のとおり可決し、同意することに決定いたしました。

それでは、西 邦彰 氏の入場を求めます。

(西 邦彰氏 入場)

○議長（阿部 寛治） では、改めてご報告いたします。

議案第 59 号「篠栗町教育委員会教育長の任命について」は、原案のとおり全員賛成で同意することに決定いたしました。

報告を終わります。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

これをもって散会といたします。

散会 午前 10 時 47 分